

平成 22 年 6 月 8 日現在

研究種目： 基盤研究（C）
 研究期間： 2007～2009
 課題番号： 19530019
 研究課題名（和文） 犯罪・暴力のリスクと個人のセキュリティに関する比較法制的・憲法理論的研究
 研究課題名（英文） : The risk of crime and violence and individual security : a study of comparative law and constitutional theory
 研究代表者
 今野 健一（KONNO KENICHI）
 山形大学・人文学部・准教授
 研究者番号： 70272086

研究成果の概要（和文）：イギリスでは、犯罪統制が国家機関（とりわけ警察）によって独占的に担われる様式から、市民や私的部門をも含む様式への重要な移行が見られる。しかし、この政策転換が公共財の供給の土台を掘り崩すというジレンマを抱えている点に注意を要する。フランスでは、伝統的な社会的予防モデルから鎮圧モデルへの変化の徴候が見られるが、なお断定的なことはいえない。状況的犯罪予防論への着目から、フランス的な犯罪予防論の脆弱さを克服しようとする議論が注目される。

研究成果の概要（英文）：In the UK, it has been observed that a form of crime control moves from monopoly by state toward plural partnerships. But the shift of crime control policy may undermine public good provision. On the other hand, in France, there are signs that a repressive model replaces a traditional social prevention model; nevertheless it is difficult to affirm that now. We should pay attention to an approach that emphasizes on the evolution of situational crime prevention in France.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	800,000	240,000	1,040,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,200,000	660,000	2,860,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：状況的犯罪予防、犯罪恐怖、治安法制、憲法院

1. 研究開始当初の背景

(1) 2002年に一般刑法犯の認知件数が戦後最悪を記録するとともに、一般刑法犯の検挙率が2001年に戦後最低を記録するなどしたため、マスコミ報道を媒介して日本の「安全神話」の崩壊が盛んに語られ、犯罪・治安問題

に国民の関心が集中した。犯罪への不安が国民の間で高まりを見せ、個人のセキュリティは、政治的争点としても重要な位置づけを与えられるに至った。特に2001年のアメリカ同時多発テロ事件以降、テロリズムの脅威や犯罪の急増・凶悪化が喧伝され、安全確

保を目的とする警察や行政機関の活動領域が顕著に拡大した。

(2) しかし、治安対策のほぼ一方的な強化・拡充は、自由な社会のあり方そのものを危殆に瀕させることになりかねない。しかも、日本では従来、犯罪・暴力のリスクに対する個人のセキュリティ確保のありように関する議論は、必ずしも十分な広がりをもって行われてはこなかった。本研究はこの点に留意して着想されたものである。

2. 研究の目的

(1) 上記のように、近年の日本社会において顕著に見られる安全確保の欲求と行動は、憲法的観点から見ると、必ずしも憲法の規範的要請と順接の関係にあるわけではない点に注意を要する。犯罪・暴力のリスク（とそれを不安に思う感情）の高まりを背景に上昇する安全への欲求は、憲法の人権保障の仕組みと安定した社会の基盤を掘り崩しかねない危険性を孕んでいる。それゆえ、言論世界のみならず実践の現場にも現われている安全至上主義的な言説を批判し、安全の権利要求を憲法の規範構造に適切に繋留することが不可欠である。併せて、適切な安全確保の政策実践とその理論的基盤の究明が求められている。

(2) 本研究はこのように考え、将来にわたる適切な政策選択を可能にするためにも、過去数十年にわたり深刻な犯罪・治安問題に直面し、その克服を目指す包括的な取り組みを続けてきた欧米諸国の経験に学ぶことを課題とした。

3. 研究の方法

本研究では、ヨーロッパを対象として、歴史的・実証的な視点からの国際比較研究に取り組むこととした。具体的には、フランスおよびイギリスを対象国として取り上げ、a) 治安維持に関わる警察等の規制主体とこれを支える法制的仕組み、b) 刑事政策・刑事司法の動向、を中心に研究するものとし、そのほかに、c) 欧州人権裁判所の対応、d) 民間企業・市民団体等の私的セクターの活動、e) 地域共同体における近隣住民組織の形成と活動、f) 市民個々人の対応状況等にも考察を及ぼす予定であった。また、犯罪の世界化・組織化に接して既に国際的な対応の枠組み作りが始まっているところであるが、犯罪・治安問題に対する地域的協働という点で注目されるEUの取り組み状況についても、目配りすることを考えていた。

4. 研究成果

(1) 本研究は、犯罪・暴力のリスクに対する

個人のセキュリティ確保のありようを、国際比較の手段を通じて総合的に考察することを目的とするものであった。研究はなお続行中であり、ここでは研究で得られた成果の一端を明らかにする。その際、イギリスとフランスにおける近年の刑事政策の動向について、主に欧米で盛んに議論されている犯罪予防論の視点に注目したい。

ヨーロッパ諸国において、犯罪予防の諸概念は、些か対照的な軌跡を描きつつ、20世紀の最後の30年に（再）出現した。過度の一般化は避けるべきであるが、特にその発展を促進しかつ活気づけた多くの類似した要因や刺激が合流したことを強調することができる。

これらは次のものを含む。すなわち、(a) 窃盗を受けやすい商品の所有の増大と財産に由来する安全へのインセンティブにより誘発された、犯罪の増加および犯罪への恐怖に関する公衆の関心、(b) 犯罪の梃子はフォーマルな統制の制度が及ぶ範囲外に存するという認識によって刺激を与えられた、十分に犯罪を減らしかつ犯罪行動における変化に影響を及ぼすという点でフォーマルな刑事司法制度の能力は限定的なものであるという認識の拡大、(c) インフォーマルな社会統制 家族、親族関係の絆、共同体、自発的結社および他の社会的ネットワークを通じて作用する の伝統的な拘束の多くが、バラバラになりかつ弱体化するかもしれないという懸念、(d) 規範を破る行為への社会福祉基底的な応答へのリベラルなエリートによるコミットメントの衰退、および、公共政策内部での犯罪被害者の役割に帰される重要性の同時的な上昇、(e) 伝統的な処罰の応答への過剰な信頼と結びついた経済的・社会的・人的なコストを回避する、犯罪管理の別の手段を探ろうとする政治的な欲求、である。

それゆえ、予防への転換は、社会的な諸条件における自覚された変化 大量消費主義、個人化の増大、通常の社会的事実としての高犯罪率、非安全の文化、および無秩序の政治化 に対する、また、犯罪行為の規制という点でのその周辺的な役割と、犯罪加害者や変化する犯罪行動についてのその不安定な想定を考慮すると、刑事司法のフォーマルな装置の広く知られた失敗に対する、適応として現われてきたと見なされうる。

犯罪予防論の検討はそれ自体、日本の議論に裨益するところが多いと思われるが、対照的な法的・政治的伝統を有するイギリスとフランスの対比が特に興味あると考えられる。ただ、国ごとの伝統的・文化的コンテキストの違いを強調しすぎることは、妥当ではない。「外来」の思想・法制度が、その国の議論と実務に大きな影響を及ぼす可能

性があることを、等閑視することになりかねないからである。例えば、フランスの内部でも予防モデルをめぐる対立が存在するのであり、議論は決して単純ではない点に注意を要する。

(2) 犯罪率と犯罪恐怖 (fear of crime) がセキュリティに対する政治と市民の対応に如何なる影響を及ぼすものであるかにつき、イギリスとフランスを比較する。

イギリスでは、高犯罪率の常態化により人々の間で犯罪恐怖が高まり、セキュリティの問題が重要な政治的争点となるとともに、個人的な対応にも影響が及んだ(例えば、高所得の一戸建て所有者は、「標的の堅固化」(target hardening)につながる対策を他のグループに比べてより多く購入する傾向がある)。尤も、蓄積された実証研究の結果からは、(a)個人の犯罪恐怖のレベルが実際に被害に遭うリスクとあまり関連しない、(b)犯罪の間接的経験(伝聞、うわさ、マスメディアなど)が重要な影響を及ぼす、(c)犯罪恐怖は実際の犯罪率に対応しない、などの事実が明らかにされ、そこからは、犯罪の減少が直ちに非安全の感情を弱めるものではないという示唆が得られる。

他方、フランスでは、近年、内務省の犯罪統計等で治安の悪化や暴力の増大を示す数値が治安当局の解釈とともに明らかにされ、マスメディアの報道を通じて世論に強い影響を及ぼしている様子が見られる。確かに、実際にも、犯罪恐怖と非安全の感情には相関関係があるが、非安全の感情を説明するのに犯罪恐怖だけでは不十分である。非安全への一般の関心が高まるのは1970年代の半ば以降であるが、犯罪恐怖については1990年代から高まりを見せるからである。この点で、政治的・社会的背景なども考慮に入れる必要があると考えられる。人々が非安全であると感じる背景には、(a)犯罪者の摘発率の低下などを理由とする、警察の捜査能力やその有効性への懐疑や、比較的軽微な犯罪(特に二輪車盗や万引きなど)への警察の消極的な対応、(b)福祉国家の弱体化に起因する生活不安、(c)集団的アイデンティティの保持、またはその喪失への不安、を指摘することができる。

(3) 現代イギリスにおける警察活動・刑事政策の動向について概観する。

高い犯罪率が常態的になったイギリスでは、刑事司法制度に対する信頼が大きく揺らぐようになる。1980年代には、年率で5~7%の犯罪の増加を記録し、伝統的な警察活動がもはや有効でないことが自明の事実となる一方で、犯罪恐怖を背景とする国民のセキュリティに対する要求はいっそう増大し、

国家の正統性が問題となった。警察・裁判所・刑務所のような国家機関は、犯罪の急増による過剰負担で既に処理能力の問題が指摘されていたので、組織の目的や優先権の再定式化とシステム化によって、経済性・効率・有効性を強調する組織へと変容を迫られた。

犯罪統制については、犯罪学者が主唱する新たな理論的枠組みに基づいた犯罪予防論が重要な政策に位置づけられた。犯罪者個人よりも犯罪が生じる状況・機会に焦点を当て、その機会を減らすことによって犯罪を予防するというこのアプローチ(状況的犯罪予防[situational crime prevention])は、犯罪統制の主要な行為者として国家機関を想定せず、地方当局や他の公的・私的機関、市民と国家機関との協働を強く打ち出すものであった。こうした政策は、「近隣警戒活動」(Neighbourhood Watch)のようなコミュニティ集団の「自助」を促したり、Safer Citiesのように警察その他の多様な機関を巻き込んだプロジェクトを地域に創設したりすることにより、犯罪と犯罪恐怖を減少させようと試みたものであった。さらに、1991年のMorgan Reportは、犯罪統制の焦点を犯罪予防からコミュニティ・セーフティへ移し、コミュニティの公的・私的な機関が果たす役割の強化を推奨した。その方向性は、1998年の「犯罪および秩序違反法」(Crime and Disorder Act)に引き継がれた。

ニューレイバーは、地方政府と警察を、犯罪予防のエージェントとしてより中心的な役割に位置づけてきた。犯罪および秩序違反法に基づき、新しい行政機関、特に、地方政府と警察との間に「犯罪・秩序違反減少パートナーシップ」(CDRPs)が設置された。労働党政府は、犯罪減少の公約を果たすために、2つの活動を重視した。1つは、公共的なCCTV(closed-circuit television)システムへの投資であり、もう1つは、特別なプロジェクトを経た犯罪予防の受け渡しを強調するガバナンス形態である。一方で、CCTVへの投資は保守党政権の頃に始められ、労働党政権に引き継がれた。その結果、イギリスは、世界で最も高密度なCCTVにより監視された社会の1つとなった。他方、CDRPsが犯罪を阻止するために何をなすべきかという問題に対して、政府は、CDRPsが請け負う時限的でアドホックな「プロジェクト」の形式で応答してきた。地域のCDRPsの仕事は、その地域の犯罪パターンと優先事項の分析を反映する、標的化された犯罪予防のプロジェクトとイニシアチブを始めることであった。

ニューレイバーは、「反社会的行為」をその犯罪統制の主たる目標とした。ただ、地域の秩序違反行為や反社会的な人々にフォーカスすることは、住民の不安を高める可能性がある。実際、国家への要求は、決して減

少しなかった。保守党により追求されかつ労働党に伝えられた犯罪予防戦略は、セキュリティに対する市民の要求をかき立て、また、国家とその機関に対する責任を何ら緩和することなく、セキュリティの供給における不平等に寄与したと言えるかもしれない。警察は、普通の市民が地域で最も不安を覚える（と警察が考える）犯罪と秩序違反行為に対応するようにして、市民の犯罪恐怖と犯罪の量的減少との不一致という状態に回答し始めている。ただし、この政策にはリスクがある。コミュニティへのポリシングの拡張は、それが地域の非安全を強調することになるとき、また警察活動の有効性が証明されないとき、住民の不満を増すことになる。また、このアプローチは、秩序違反行為を生み出す、他の社会的な要因や条件の役割を軽視しがちであると指摘されている。

先に見たように、犯罪統制においては、イギリスで19世紀後半以来続いた国家機関（とりわけ警察）によって独占的に担われる様式から、市民や私的部門をも含む様式への重要な移行が見られた。もちろん、この変化が、刑事政策の刷新やprivatizationなどといった別の側面と密接に関わっていることは言うまでもない。これらの政策転換がセキュリティの供給に意味するものは、セキュリティ追求の自助努力と自己責任の上昇や、セキュリティの商品化である。しかし、あらゆる種類の私的なセキュリティを購入するのに市民が利用できる資金的・社会的な資本は、平等に配分されているわけではない。その意味で、裕福ではない社会構成員は、より高いリスクに直面することになるが、問題はそれだけでない。彼らは、その是正（補償）の責任が依然国家にあると言える、私的なセキュリティの不足にも直面するのである。大規模な私的財産のprivatizationにもかかわらず、安全確保の責任が公共体にある公共空間が依然として残っている。しかし、私的なセキュリティにおける不平等の不利益は、それが公共財の供給の土台を掘り崩すという点にある。

(4) 現代フランスにおける犯罪統制・犯罪予防論の展開過程を概観する。

フランスの政策モデルの基礎にあるのは、犯罪予防に向けた「社会的」アプローチである。このアプローチは、現代フランスの犯罪予防アプローチの基礎を固めた1982年のBonnemaison報告書に由来する。同報告書は、社会的な統合と連帯の必要性を強調し、特に、ゲットー化した「郊外」(banlieues)の再統合に力点を置いていた。鎮圧(repression)よりも予防(prévention)を重視し、伝統的な刑事司法制度の枠外で、地方(特に市町村)レベルでの広汎なパートナ

シップに基づいた新しい行政構造が構想された。しかし、その後、Bonnemaisonのプログラムの熱情は、次第に薄れてゆく。犯罪予防は、都市の改良や社会福祉活動などとともに、都市政策のプログラムのなかで扱われるものとなり、刑事政策の領域から社会経済政策の領域へとシフトされる。1990年代半ばからは、公的なまたはそれに準ずる雇用の創出と、地域環境の荒廃をもたらす行為(incivilités)や秩序違反行為への対応が、都市政策の新しい方向性となる。

その後、90年代後半にかけて、予防的なセキュリティよりも、秩序違反行為の取締りを担当する国家諸機関の役割を重視する政策が、相次いで採用された。例えば、1997年に、市町村長・県知事・共和国検察官らの協力で作られる「地域安全契約」(contrats locaux de sécurité)の仕組みが設けられた。地域安全契約は、依然、地域のパートナーシップの原則に基づくものだった。しかし、警察と司法部の、より強力な関与を伴った。さらに、このパートナーシップは、新しいアクター(特に民間セクターまたは「公共住宅や運輸会社のような」民間に準ずる施設からのアクター)を含んで拡大された。他方、この仕組みの下で、「近隣警察」(police de proximité)制度の導入が促進された。これは、英米におけるコミュニティ・ポリシング(community policing)の流れに属するものというより、警察を住民とより近いものにしようとするフランス的な試みであった。また、「近隣司法」(justice de proximité)の政策展開の結果として、「正義と法の家」(maisons de la justice et du droit)などの施設が、軽微な犯罪の多発する要注意地区に設けられるようになった。

現代フランスの犯罪予防の歴史における第3期は、政治的右派が政権復帰を果たした2002年に始まる。最初の重要な変化は、警察に関わっていた。近隣警察の設置にかかる改革は、劇的に中止される。それと同時に、2002～2004年の間に、治安問題に関して4つの法律が可決された(国内治安のための指針および計画に関する法律〔2002年8月29日法〕、司法のための指針および計画に関する法律〔2002年9月9日法〕、国内治安のための法律〔2003年3月18日法〕、犯罪の進化への刑事司法の対応に関する法律〔2004年3月9日法〕)。これらはすべて「鎮圧的なもの」と理解された。テロとの闘いにより正当化される警察の捜査権限を拡張した措置を超えて、ジプシーや売春婦、公共住宅団地のロビーにいる物乞いや若者たちを標的とした、公共空間の占有と使用と関わる多様な犯罪が見出されるところである。また、公共の議論に影響を及ぼした特殊な問題に対応して、国旗・国歌への侮辱罪などの新しい犯罪が導入

された。

何より、治安問題に関する議論を促進したのは、2007年3月に公布された「犯罪予防に関する法律（2007年3月5日法）である。その内容は、単なる犯罪予防をはるかに超えるものである。そのため、フランスにおけるこの時期は、「予防という名の鎮圧」期とも呼ぶべき実態があると評される。2007年法では、地域安全政策における市長の中心的な役割が、特に情報共有に関して公式に認められている。加えて、市長は、「家族の権利・義務委員会」を設置する権限、または、手におえない若者の親に関して親のような支援を提供する権限などを与えられる。また、この法律は、公共空間に関するさらなる措置を含む一連の新しい犯罪、および、待ち伏せまたは happy-slapping に関する犯罪の如き、幾つかの新しい犯罪を含んでいる。

「鎮圧」への傾向は、さらに、Nicolas Sarkozy が2007年5月に大統領に選出されてすぐに可決された2つの法律によって促進された。第1の法律（成年者及び未成年者の再犯防止強化に関する2007年8月10日の法律）は、累犯者に関する選挙公約を反映するもので、少年と成人の双方に刑の下限を設けた。それはまた、未成年者の刑事責任軽減措置を採らない権限を裁判所に与えるものでもあった。第2の法律は、「保安拘留(rétention de sûreté)に関する法律」と呼ばれる（保安拘留および精神障害に起因する刑事責任無能力の宣告に関する2008年2月25日の法律）。保安拘留は、刑期終了時にその状態の審査の後、その者が、重大な人格障害を患っているがゆえに極端に高い再犯可能性という特徴を帯びた特別な危険性を示していると判断される犯罪者、並びに、特に重大な犯罪の加害者を標的とするものだ。

概略以上のような展開過程を見ると、特に Sarkozy 政権登場以来の「鎮圧」重視の立法政策は、Bonnemaison 報告のラインに基づく「予防モデル」との訣別を端的に意味するものと解する余地も十分にあるだろう。しかし、他方で、政治的右派と左派の対立を超えた政策的な継続性や、国家レベルと地方レベルとで右派と左派の政治的対立の図式に違いが見出されること、市民を安全の産出に関わらせようという関心の持続的存在などに鑑みれば、過去との断絶や訣別よりはむしろ、過去からの変化ないし過渡期を目撃しているのだとする解釈も、相当に説得力をもつ。後者の視点から、フランスでの状況的犯罪予防に関する議論と実践に力点を置き、コミュニティとその住民の参加への着目を通じて、フランス的な犯罪予防策の脆弱さを克服しようとする議論も有力に行われている。

(5) フランスの近年の諸治安立法の特質に

ついて簡略に述べる。

先に言及したように、特に2002年以降のフランスにおいて、治安問題に関する法律が立て続けに制定されたが、フランス憲法上の個人的自由の保護の見地からみて、相当に問題があるとする議論が有力になされている。他方、このことは、憲法院の合憲性の統制の弱体化という表現で語られることがある。既に、日常生活の安全はフランス人の多くにとって日常的な関心事となっている。また、犯罪と秩序違反行為に対応することは、政府にとって絶対的な優先事項として現われている。国民の間に安全の感情を確立することは、明らかに、政治的な目標を構成する。実際、2002年の大統領選挙ではセキュリティが大きな争点となり、治安対策を選挙戦の中心的争点に位置づける戦術に出た現職の Chirac が再選を果たした。

フランスにおいて治安に関わる立法政策に大きな転換をもたらしたものは、2001年9月11日に起こったアメリカ同時多発テロであった。2001年11月15日の法律（日常の安全に関する法律）は、専ら市民の日常の安全を改善するものと当初見なされていたが、9月11日テロによってまともに打撃を与えられた。同法は、反テロ法、フランス的なソフトなバージョンの、一種の Patriot Act に歪曲されてしまったのである。その結果、同法の章は、個人的自由の本質的な諸原則の一部を侵害する諸規定を含んでいる。

その後、第3次コアピタシオン（保革共存）解消後の右派政権の下、国内の治安対策立法として、2002年8月29日の「国内治安のための指針および計画に関する法律」が、さらに2003年3月18日の「国内治安のための法律」が制定された。しかし、特に後者は憲法上も疑念の残る内容を含んでおり、憲法院の合憲判断(Déc. n° 2003-467 DC du 13 mars 2003)にもかかわらず、その治安至上主義的ニュアンスを懸念すべきものように見える。実際、合憲判断を下した裁判官の自制は、当時のフランス社会を特徴づける治安主義的な雰囲気と無関係ではありえない。また、この判決を含んだ最近の憲法院の判断に徴すれば、憲法院は、公序の維持と権利・自由の行使とを両立させる立法者の役割に関して、立法者によって犯される不均衡または明白な過誤の審査に限られる、合憲性の限定的な統制しか行わない、ということが見て取れる。

(6) 本研究は、異なる憲法的・社会的伝統を有するフランス・イギリスを主要な対象として、法律学と社会学という異なる学問領域の関心と手法を融合させた学際的アプローチによる包括的な比較研究を行おうとするものであった。これに類似する本格的な研究は

未だ現われていないと見られる。ただ、本研究自体も、研究成果を全面的に明らかにできるほどの用意はまだない。例えば、伝統的なセキュリティの保証人たる国家に回収されない「個人」の自律性という、これまで等閑視されがちであった問題視角を設定することにより、セキュリティ問題における国家の公共性をめぐる議論を再照射する課題には、一定程度、応答できるように思われる。他方、個人のセキュリティ追求と個人的な権利・自由保障との緊張関係を多面的に対象化し、セキュリティと自由の適切・妥当な均衡点を探索するという課題への応答は、なお道半ばである。今後、イギリス・フランスにおける刑事司法・刑事政策立法の動向を継続的に注視していくなかで、いっそう研究を推し進めることにより全体像を明らかにし、もって議論の発展に寄与したいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

今野健一、高橋早苗、ニューヨーク市における犯罪の減少と秩序維持ポリシング、山形大学紀要(社会科学)、査読有、第38巻第2号、2008年、pp.37-58.

6. 研究組織

(1)研究代表者

今野 健一 (KONNO KENICHI)
山形大学・人文学部・准教授
研究者番号：70272086

(2)研究分担者

高橋 早苗 (TAKAHASHI SANAE)
仙台白百合女子大学・人間学部・准教授
研究者番号：90285685